

○西紋別地区環境衛生施設組合運営委員会規則

制定 昭和52年2月2日規則第1号

改正 昭和54年5月1日規則第1号

昭和57年10月29日規則第2号

昭和62年9月7日規則第1号

平成19年3月28日規則第3号

平成21年3月27日規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、西紋別地区環境衛生施設組合（以下「組合」という。）の円滑なる運営をはかるため、組合運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、組合の運営に関する全般について、調査検討をし、これを審議し組合長の諮問に答申する。

(定数)

第3条 委員会の定数は9名とし組合長が委嘱する。

(1) 組合議会議員 5名

(2) 構成市町村副市町村長等 4名

(委員長、副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選とする。

3 委員長は会務を総理し委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は第3条(1)及び(2)のそれぞれの任期による。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が必要と認めたときこれを招集する。

(委員会の開催)

第7条 委員会は、委員定数の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(委員会の議長)

第8条 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

(議決)

第9条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決議し、可否同数のときは、議長の決めるところによる。

(附属機関)

第10条 この委員会に、組合の運営に関し具体的な事項を調査検討するため、議長の決めるところによる。

2 幹事会の構成は、構成市町村の衛生主管部課長等をもって行う。

3 幹事会に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年5月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年10月29日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年9月7日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月28日規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日規則第1号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。